

国民健康保険（国保）の制度は平成30年度から「各市町村ごとの運営から県域での運営」にかわります

国民皆保険制度を支える国保の構造的課題

- 「年齢構成が高く医療費水準が高い」
- 「所得水準が低く保険料負担が重い」
- 「小規模な運営主体（市町村）が多く財政が不安定になりやすい」

高齢化がすすみ課題が深刻化

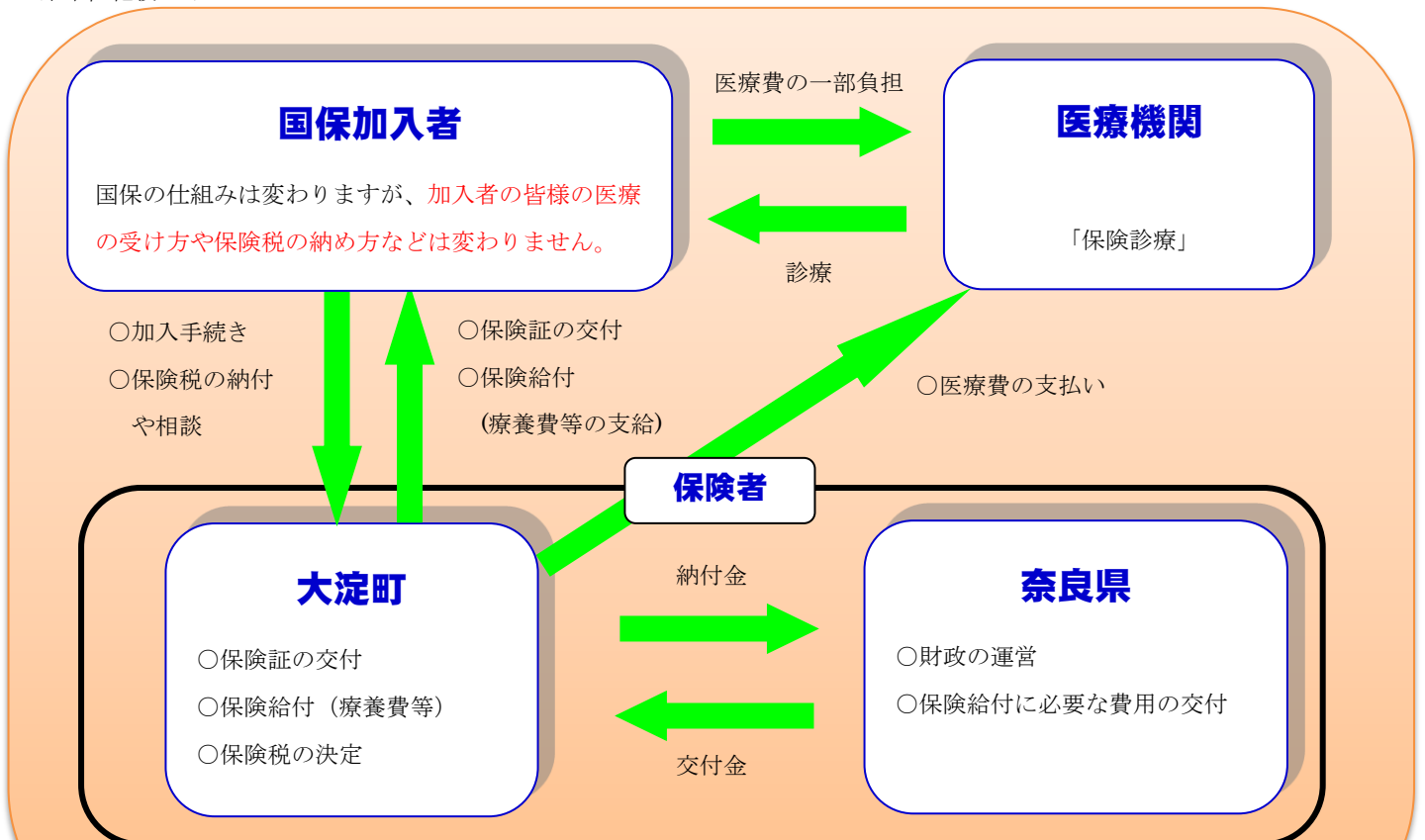
加入者の皆さんにとっては・・・

医療費の単価（診療報酬）は全国共通なのに、国保の保険料（税）負担は市町村ごとに異なっています。

こうした課題に対応するために

- 平成30年4月から、県も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村単位から県単位に拡大します。これにより、予期せぬ医療費増等の財政リスクの軽減など、**国保運営の安定化**につなげます。
- 「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料が同じ」（平成36年度予定）になることを目指し、**加入者の負担の公平化**につなげます。

※県単位化後のイメージ



※各種お手続きについては今まで通り町役場窓口となります。